滋賀県における新たな森林組合のあり方(滋賀県森林組合変革プラン) 概要版 令和4年7月22日変更

第1章 プランの目的、他計画との関係および計画期間

- 1 プランの目的
- ①新たな組織・体制への転換、②組織や役職員の意識改革、③組織運営の仕組み の改革、を進めることを目的として策定
- 2 他計画との関係
- ○系統運動方針・・・・現状の組織・体制のもとで滋賀県の森林組合が共通の考え方 のもとに取り組むべき方針
- ○本プラン・・・・現状の組織・体制から新たな組織・体制へ転換し、改革の取組を 准めていくための計画
- 3 計画期間 令和3年2月~令和7年3月31日

諸情勢の変化に伴うプランの柔軟な見直し

新たな系統運動方針 (新たな組織・体制) 滋賀県森林組合変革プラン ①新たな組織・体制への転換 2組織や役職員の意識改革 ③組織運営の仕組みの改革 (現在の組織・体制) 現在の系統運動方針 (H27.10~R2.3) 滋賀県森林組合変革プランのイメージ

第2章 滋賀県の森林組合の現状と課題

- 1 県内の森林組合が変革のために共有すべきプランがないこと
- 2 経営・財務の状況が厳しさを増していること
- 3 組織が脆弱であり、人材が有効に活用されていないこと
- 4 役職員のコンプライアンス意識が不十分であること
- 5 業務改善が不十分で、森林資源が有効に活用されていないこと
- 6 機械・設備が有効に活用されていないこと
- 7 県内森林組合間の連携や一体的な取組の展開ができていないこと

第4章 滋賀県の森林組合が目指すべき方向

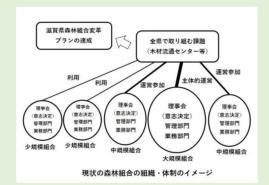
- 1県内の森林組合が変革のためのプランを共有し、一体となって
- 取り組んでいくこと
- 2 健全な経営や財務を確立していくこと
- 3 組織・体制の強化および人材の活用を図ること 4 役職員のコンプライアンス意識を高めていくこと
- 5 事業の計画性や効率性を高め、森林資源を有効活用すること
- 6 機械・設備の効果的・効率的な活用を図ること
- 7 県内森林組合間の連携や一体的な取組の推進を図ること

第6章 改革のための組織・体制のあり方

- 1 現状の組織・体制の問題点
- ○大中小規模の森林組合が併存する状況では、全県で広域的かつ一体的に取り組むべき課題への
- ○それぞれに理事会や管理部門を有しており、迅速かつ適切な合意形成や意志決定が困難
- ○中小規模の森林組合は財政基盤や執行体制が脆弱なことなどから安定的な経営が困難
- ○主伐・再造林など新たな事業展開が実行できる体制が未整備
- ○木材流通センターの運営に一部の森林組合しか参加していない。中小規模の森林組合が大規模 な森林組合に依存。

2 今後の森林組合のあるべき組織・体制

- ○全県で広域的かつ一体的に取り組むべき課題に一丸となって取り組める組織・体制
- ○理事会のスリム化や管理部門の統一により、迅速かつ適切な合意形成や意思決定を行える 組織・体制
- ○財政基盤や執行体制を強化し、主伐・再造林など新たな事業の展開により全県エリアで森 林資源を有効活用し、経営の安定化が図れる森林組合
- ○木材流通センターの運営において、受益と負担の公平性が保てるような仕組みの構築
- ○統合や連携にあたり森林組合と組合員や地域団体、地域の行政機関との関係を維持発展さ せるなど「地域とのつながり」を重視した組織・体制
- ○これらを着実に実行できる組織体制として、1県1組合合併を基本に結論を出す。





第7章 プランの推進、取組の進行管理および目標の達成状況の評価

1 プランの推進

- ○県内森林組合合併検討会および滋賀県森林組合変革プラン推進会議を中心に 推進し、その下にテーマごとの部会を設置
- ○テーマごとに課題を洗い出し、解決の具体策を検討・協議

2 取組の進行管理

○「改革の具体的取組」は5年間の目標を掲げ、「取組のロードマップ」に基 づき進行管理

3 目標の達成状況の評価

- ○「滋賀県の森林組合のあるべき姿」は10年先の姿を見据えて
- ○プランは「滋賀県の森林組合が目指すべき方向」を共有し、実 施状況を毎年評価
- ○「取組のロードマップ」に掲げる目標を毎年評価
- 3 進行管理および評価の方法
- ○進行管理および目標の達成状況の評価は滋賀県森林組合変革プ ラン推進会議が毎年実施

第3章 溢賀県の森林組合のあるべき姿(森林組合「三方よし」)

1 森林よし

- ○滋智県の森林組合は、森林の適切な保全・整備、森林資源の有効利用を通じた地域の活性化を目指して共に取り組んでいる。
- ○滋賀県の森林組合は、琵琶湖森林づくり基本計画の基本方向に掲げる「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を目指し、琵琶湖の集水 域としての森林の保全・整備に一体的に取り組んでいる。

- ○滋賀県の森林組合は組合員を第一とし、組合員のためになる活動を常に行うよう努めている。
- ○森林から得られる収益を組合員に還元するとともに、組合員から預かった森林を適切に保全・整備し、持続的に利用できるよう取り組んでいる。
- ○滋賀県の森林組合では、「森林よし」、「組合員よし」の使命を果たすため、森林組合で働く役職員が目的を持っていきいきと仕事をし、働きがい のある職場になっている。

第5章 改革の具体的取組

- 1 滋賀県森林組合変革プランの策定と共有
- ○滋賀県森林組合変革プランの策定および推進
- ○滋賀県森林組合変革プランの取組の進行管理と目標の達成状況の評価 ⇒ 《滋賀県森林組合変革プラン推進会議の設置(R2)》
- ⇒ 《プランの策定・公表(R2)》

《会計処理と勘定科目の改善・見直し(R4)》

《規約・規則・規定等の見直し・統一(R4)》

《経営感覚の優れた役職員の起用(R5)》

《管理部門の集中化と業務部門の拡充(R5)》

《合併および森林組合間の連携体制の構築(R5)》

⇒ 第8章 取組のロードマップ・・・・《目標(年度)》

⇒ 《進行管理と評価の実施(R3)》

⇒ 《システムの本格導入(R5)》

⇒ 《手順書の作成(R4)》

- 2 経営と財務の改善対策
- ○統一的な業務・経理システムの導入
- ○統一的な業務手順書の作成
- ○会計処理と勘定科目の改善・見直し
- ○規約・規則・規定等の見直し・統一
- ○経営感覚の優れた役職員の起用
- ○管理部門の集中化と業務部門の拡充
- 3 組織・体制の強化と人材活用対策
- ○合併および森林組合間の連携体制の構築
- ○役員数の削減
- ○人事の一元化
- ○計画的な職員の採用
- ○人材育成基本方針の作成
- ○県下全体を見通した作業班の再編および育成対策の強化
- ○請負作業班や民間林業事業体への発注ルールの明確化・統一化
- ○滋賀県森林組合連合会の組織体制の強化
- 《職員の採用計画の策定(R4)》
- 《人材育成基本方針の作成(R4)》

《人事制度の確立と一元化(R5)》

- 《作業班の再編および育成方針の策定(R4)》
- ⇒ 《発注ルールの策定(R4)》

⇒ 《新たな監査体制確立(R5)》

⇒ 《人事制度の確立(R5)》

《公益通報制度の見直し(R4)》

《統一的な研修制度の創設(R5)》

⇒ 《木材流通センターの新体制の確立 (R5)》

⇒ 《業務と人員の融通の実施(R5~)》

⇒ 《地域独自の取組の推進(R5)》 ⇒ 《政策提言の実施(R5~)

《役員の削減(R5)》

《森林組合変革プラン推進室の設置 (R4)、組織体制の強化 (6)》

⇒ 《新たな人事制度による評価と給与制度の確立(R5)》

4 コンプライアンス対策

- ○監査体制の強化
- ○公益通報制度の見直し
- ○統一的な研修制度の創設
- ○適切な時期における人事異動
- ○職員の評価や給与制度の統一

- ○「報連相(報告・連絡・相談)」や合意形成のルールの明確化・統一化 ⇒ 《合意形成のルールの確立(R5)》
- 5 事業の見直しと計画的・効率的な執行
- ○滋賀県木材流通センターの執行体制の見直し
- ○県全体での森林資源量の把握と集約化計画の策定
 - - ⇒ 《全県での集約化計画の策定(R4)》 ⇒ 《主伐・再造林基金の造成(R4)、主伐・再造林の仕組み・手法の確立(R6)》
- ○主伐・再造林など新たな事業の展開 ○事業の繁閑に合わせた組織間の業務と人員の融通
- ○地域ごとの特色ある取組の推進
- ○国、県、市町など行政に対する政策提言
- 6 機械・設備の効果的・効率的な活用
- ○統一的な機械・設備導入および利用計画の策定
- ⇒ 《利用計画の策定(R4)》
- ○滋賀県木材流通センターと連動した製材・加工部門の一元化・システム化 ⇒ 《一元化・システム化 (R5)》
- 7 県内森林組合間の連携や一体的な取り組みの推進
- ○滋賀県木材流涌センターの体制強化および安定的な運営が可能な仕組みの構築 ⇒《木材流涌センターの新たな運営手法の確立(R5)》
- ○全県をエリアとする需給情報の共有・一元管理
- ⇒ 《全県での需給情報の一元化(R5)》
- ○木造建築や資材供給にかかるノウハウの波及による木材利用の推進 ⇒ 《木造建築への木材の供給(R6)》
- ○滋賀県森林組合連合会内に森林組合間の連携や一体的取組の推進のための機能の拡充 ⇒ 《森林組合変革プラン推進室の設置(R4)再掲》